

市川市放課後児童健全育成事業 届出の手引き

令和元年 1 1 月

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

はじめに

本届出は、平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」のもと、放課後児童健全育成事業の実施を希望する事業者が届出いただくものです。「市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年6月20日条例第16号）」（以下、「基準条例」という。）及び本手引きを熟読のうえ、届出をしてください。

現在、放課後児童健全育成事業を実施している事業者についても届出が必要となります。

【注意事項】

放課後児童健全育成事業は、「児童福祉法（以下、「法」という。）」、「放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省作成）」及び本市基準条例に規定する基準、その他今後国において改正される法令等の基準を満たす必要があります。

1. 届出の概要について

（1）放課後児童健全育成事業とは

放課後児童健全育成事業は、「子ども・子育て支援新制度」に位置付けられた小学校に就学している児童を対象として、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。

（2）届出について

法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う場合は、あらかじめ定められた事項について、市長へ届け出ることが義務付けられました。また、その実施に際しては、基準条例を遵守した運営をしていただくことになります（基準については、別紙1「放課後児童健全育成事業の運営に関する基準について」、別紙2「放課後児童健全育成事業の設備基準及び職員配置基準について」参照）。

（3）届出期間について

事業開始前に市川市へ届出を行っていただきます。

なお、平成27年4月1日以前に社会福祉法上の第二種社会福祉事業として届出されていた事業者の方につきましても、改めて放課後児童健全育成事業実施の届出が必要となります。

＜平成31年4月以降の届出期間＞

平成31年4月1日以降に当該事業を開始する場合：事業開始前

（4）届出事項について

放課後児童健全育成事業を行おうとするものは、法第34条の8第2項、児童福祉法施行規則（以下、「規則」という。）第36条の32の2の規定に基づき、次に掲げる事項を市川市長に届出てください。

① 市川市放課後児童健全育成事業実施届（様式第1号の21）

- ② 定款その他の基本約款
 - ③ 運営規定
 - ④ 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付）
 - ⑤ 職務の内容（上記の名簿等に記載及び事業概要調書を添付）
 - ⑥ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面（平面図等を添付）
 - ⑦ 収支予算書及び事業計画書
- ※ただし、市長がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付不要。
- ⑧ 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票

（５）事業変更等の届出

当該届出に変更等が生じた場合は、法第３４条の８第３項の規定に基づき、変更の日から１月以内にその旨を市長に届出てください。

なお、届出は「市川市放課後児童健全育成事業届出事項変更届」（様式第１号の２２）をご使用ください。

（６）事業休止又は廃止の届出

放課後児童健全育成事業を休止又は廃止する場合は、法第３４条の８第４項、規則第３６条の３２の３の規定に基づき、あらかじめ市長にその旨を届出てください。

なお、届出は「市川市放課後児童健全育成事業（廃止・休止）届」（様式第１号の２３）をご使用ください。

（７）事故発生時の対応について

利用者に対する支援により、事故が発生した場合は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）に基づき、速やかに当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、以下の重大事故に関しては、「放課後児童健全育成事業 事故報告様式」により、速やかに本市へ報告してください。

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が３０日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ＩＣＵに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

（８）届出先

市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課 管理グループ
〒２７２－８５０１
市川市南八幡２－２０－２ 市役所第２庁舎４階
電話番号：０４７－３８３－９４１９

(9) 市長の調査、事業に対する命令等

法第34条の8の3に基づき、市長が必要と認める場合は、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、調査を行う権限を有します。また、市長は事業が本市基準条例に適合しないと認めた場合、必要な措置を採るべき旨を命じることができ、命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき等は、事業の制限又は停止を命じることができます。

(10) 補助制度について

市川市において、放課後児童健全育成事業を実施する事業者に対して、補助金を交付する制度があります。詳細については、市公式Webサイトを参照してください。

市川市放課後児童健全育成事業に係る申請書類について

番号	届出事項	事業 開始時	届出事項 の変更時	事業廃止 (休止) 時
1	市川市放課後児童健全育成事業実施届 (様式第1号の21)	○	—	—
2	市川市放課後児童健全育成事業届出事項変更届 (様式第1号の22)	—	○	—
3	市川市放課後児童健全育成事業(廃止・休止)届 (様式第1号の23)	—	—	○
4	定款その他の基本約款 ※1	○	○	—
5	運営規程	○	○	—
6	主な職員の氏名及び経歴(職員名簿)	○	○	—
7	職務の内容 (上記の名簿等に記載及び事業概要調書)	○	○	—
8	配置図・平面図(床面積を記載すること)			
9	収支予算書 ※2	○	○	—
10	事業計画書 ※2	○	○	—
11	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○	○	—

※1 写しに代表者による原本証明を行ったものを添付して製本してください。

※2 市がインターネットを利用して内容を閲覧できる場合は、添付不要です。

その他提出書類の追加を求める場合がありますので予めご了承ください。

放課後児童健全育成事業の運営に関する基準について

放課後児童健全育成事業の運営基準は、基準条例に基づきます。

1. 開所時間及び日数【基準条例第19条】

次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間・開所日数以上を原則とします。

※児童の保護者の労働状況・小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めてください。

(1) 開所時間

ア. 小学校の授業の休業日：1日につき8時間

イ. 小学校の授業の休業日以外の日：1日につき3時間

※午後6時30分までは開所すること。

(2) 開所日数

ア. 1年につき250日以上。

イ. 次に掲げる日以外の日に開所すること。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日

2. 小学校等との連携【基準条例第20・21条】

市（教育委員会含む）・児童福祉施設・利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たってください。

なお、入所する児童については、予め小学校のほか保育所、幼稚園等との情報交換や情報共有を密にしておくようにしてください。

3. 経理【基準条例第16条】

利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理をお願いします。

4. 個人情報の保護について【基準条例第17条】

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うことが必要です。

5. 苦情処理【基準条例第18条】

苦情を受け付けるための窓口を設置し、事業所内における苦情解決のための手続きを明確にして、窓口や手続きを利用者に周知をお願いします。

6. 非常災害対策【基準条例第7条】

- (1) 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災難に対する不断の注意と訓練をするよう努めてください。
- (2) 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行うようにしてください。
- (3) 地震その他の非常災害に備え、その行う放課後児童健全育成事業の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めてください。

7. 事故発生時の対応について【基準条例第22条】

利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、市へ報告してください。

※市への報告の対象となる事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入等）の事故含み意識不明についてはその後経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

8. 研修について【基準条例第9条】

事業所内においても、児童の健全な育成を図るために、必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めるようお願いします。

9. 職員について

職員配置の基準については、別紙2を満たすこととします（別紙2「放課後児童健全育成事業の設備基準及び職員配置基準について」参照）。

放課後児童健全育成事業の設備基準及び職員配置基準について

放課後児童健全育成事業の施設における設備基準及び職員配置は、基準条例に基づきます。

1. 設備の基準（「専用区画」の設置）

「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいいます。

なお、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、トイレ等は含みません。

項 目	基 準
専用区画	児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。 ※児童の数の考え方は、「4. 支援の単位」参照

※有効面積が基準を満たすこと

2. 次の事項について満たしていることとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守した施設であること。
- (2) トイレ、洗面所、台所、消防設備（消火器等）の設置があること。また、その他保育に必要なとなる設備は任意設置すること。
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）を遵守し、必要に応じて防火管理者を配置すること。
- (4) 児童福祉法、都市計画法等を遵守すること。

3. 職員配置基準

項 目		基 準
放課後児童 支 援 員	資 格	基準条例第11条3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県又は政令指定都市が行う研修を修了したもの。 ※研修の修了については、令和2年3月31日まで経過措置あり。
	配 置 割 合	支援の単位につき、2人以上配置。1名を除いて、補助員を代替することも可能。 ※20人未満の小規模クラブについては、専任の放課後児童支援員1名と、併設施設の兼務職員1名でもかまわない。
補助員		資格不問

4. 支援の単位

支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とします。この場合の「児童の数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均人数を加えた数（＝実利用人数）をいいます。